

書面協議による審議会等の開催結果

1. 審議会等名

令和2年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会

2. 書面協議とする理由

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

3. 協議期間

令和2年5月21日から令和2年5月27日まで

4. 会議参加者

- (1) 会長 向田 直範 委員
- (2) 副会長 矢吹 徹雄 委員
- (3) 斯波 悦久 委員
- (4) 植松 美由紀 委員
- (5) 半澤 政子 委員

5. 諮問事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業『ひとり親世帯へ地元食材(石狩産米)の支給事業』実施に伴うひとり親医療費・児童扶養手当・生活保護データの利用及び提供について
(保健福祉部子ども相談センター)
・出された意見等
 - ①実施要綱で定める事業依頼書(子ども相談センターから観光協会へ)と

事業実施報告書（観光協会から子ども相談センターへ）上に、電子データと同じ個人情報に記載されることになっているが、この情報はどのように処理されるか

②市からの委託・再委託を少なくすることはできないか

③外部委託先が多く、個人情報に接する人数が多いため、情報の取扱いの厳格化を求める

④受給者情報を委託先に知られたくない人への支援について

・意見等の処理状況

以下の通り回答し、委員の了承を得て、意見の趣旨を取り込んだ形で事業を実施する方針。

①要綱を修正し、事業依頼書と事業実施報告書は個人情報の記載がない様式に変更。なお、紙媒体の情報にも委託先との秘密保持契約の趣旨が及び、電子データ同様厳重に管理される。

②市との契約でふるさと納税返礼品の発注・送付を行っている実績のある事業者に委託するので、物品の発注・発送ノウハウのない市が直接事業を行うよりも、個人情報の適切な取扱いと迅速な給付物の送付が見込まれる。事業の趣旨を実現するために、委託・再委託という形で実施する。

③個人情報の取扱いについては、外部委託先・再委託先にも、秘密保持契約によって市が直接事業を行う場合と同等の守秘義務を課している。なお、今回の委託先・再委託先事業者はふるさと納税制度で同内容の秘密保持契約に則って受託業務を実施している実績があり、個人情報の厳格な取扱いが可能と考えている。

④コロナウイルス感染拡大防止の趣旨に沿う形で、個別に対応を検討する。

・承認状況(結果)

答申書のとおり、(1)新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業『ひとり親世帯へ地元食材(石狩産米)の支給事業』実施に伴うひとり親医療費・児童扶養手当・生活保護データの利用及び提供が承認された。

なお、委員からの意見の趣旨は付帯意見に反映した。